平成19年度 社会保険庁概算要求の概要

口各特別会計の要求額

〇年金特別会計(仮称)	(歳 入) 72 兆 1, 607 億円	(歳 出) 72 兆 1,607 億円	(収支差). -
〇船員保険特別会計	678 億円	647 億円	31 億円
合 計 ※児童手当勘定分を除く	72 兆 2, 285 億円	72 兆 2, 254 億円	31 億円

(1) 国庫負担の要求額

平成 18 年度予算額 7 兆 7, 322 億円 平成 19 年度要求額 8 兆 521 億円 差 引 増 額 3.199 億円

※児童手当国庫負担金を除く。

○基礎年金国庫負担2分の1に向けた段階的引上げに係る経費については、別途 事項要求。

(2) 各勘定別歳入・歳出・収支差

	歳 入	歳 出	収 支 差
年金特別会計(仮称)	72 兆 1,607 億円	72 兆 1,607 億円	-
[児童手当勘定含む]	[72 兆 5, 517 億円]	[72兆5,517億円]	[-]
基礎年金勘定	19 兆 1,510 億円	19 兆 1,510 億円	_
国民年金勘定	6 兆 199 億円	6 兆 199 億円	※1 ▲1,842億円
厚生年金勘定	36 兆 8, 250 億円	36 兆 8, 250 億円	※1 ▲6 兆 1,086 億円
福祉年金勘定	212 億円	212 億円	_
健 康 勘 定	9 兆 4, 985 億円	9 兆 4, 985 億円	※2 ▲2,865億円
業務勘定	6,452 億円	6,452 億円	_ ;
(児童手拠出金収入分を除く)	(5,097億円)	(5,097億円)	_
[児童手当勘定]	3,910 億円	3,910 億円	_
船員保険特別会計	678 億円	647 億円	31 億円
合 計	72 兆 2, 285 億円	72 兆 2, 254 億円	31 億円
[児童手当勘定含む]	[72 兆 6, 195 億円]	[72 兆 6, 164 億円]	[31 億円]

- (注1)上記表中における計数はそれぞれ四捨五入によっているので端数において合計とは合致しない場合もあり、整理上変動が有り得る。
- (注2)年金特別会計(仮称)については、行政改革推進法に基づく特別会計の見直しを踏まえて厚生 保険特別会計と国民年金特別会計を統合している。
- ※1 年金特別会計(仮称)国民年金勘定及び厚生年金勘定については、積立金からの受入額である。
- ※2 年金特別会計(仮称)健康勘定については、事業運営安定資金からの受入額である。

平成19年度社会保険庁予算概算要求の主要事項 <不適正な事務処理の再発防止と社会保険庁改革の推進>

国民年金保険料の不適正免除等の反省を踏まえ、法令遵守の徹底、事務処理体制 の見直し、閉鎖的な組織体質の解消など、不適正な事務処理の再発防止の取組みを 進めるとともに、国民サービスの向上、保険料収納率の向上、ガバナンスの強化等 の取組みを徹底するなど、業務改革・意識改革・組織改革の更なる推進を図る。

また、国民の信頼の回復に向けて、平成20年10月に社会保険庁を廃止した上 で、政管健保については、国から切り離すとともに、公的年金については、先の通 常国会に提出した社会保険庁改革関連法案に基づき、厚生労働省の特別の機関とし て「ねんきん事業機構」を設置するなど、解体的出直しを行う。

◇社会保険庁事業運営費 4.952億円 → 4.957億円

(1)組織改革・職員の意識改革の推進

法令遵守意識の充実など、法令遵守の意識を徹底するとともに、社会保険事務 所の業務の標準化・統一化、システム的な事務処理のチェック機能の整備、能力 重視の広域人事の断行等の取組みを早急に進める。

また、監査機能の強化を図るため、外部専門家を登用し、業務・会計・個人 情報管理に関する監査を実施する。

さらに、職員の能力・実績の評価を任用・給与に反映させる新人事評価を実 施するなど、職員一人ひとりの意識改革を徹底する。

(2)業務改革の推進

35歳の方への年金加入状況の送付や、国民サービスの向上を図るとともに、 市町村からの所得情報を活用した強制徴収の拡大など国民年金保険料の収納対策 を一層強化する。

また、国民年金保険料の収納事業について、公共サービス改革法に基づく民間 競争入札を実施するなど、民間委託する対象社会保険事務所を大幅に拡大する。

社会保険オンラインシステムについては、最適化計画に沿って競争入札による 調達コストの削減や運用コストの削減を図るため、汎用性のある効率的なシステ ムを着実に構築する。

(3)特別会計改革の推進等

行政改革推進法に基づき、厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し、 国民年金・厚生年金の収支や財政状況について、一覧性、総覧性を確保すると ともに、事務・事業の合理化・効率化を図る。

I 組織改革・職員の意識改革の推進

組織改革・職員の意識改革を推進するとともに、ガバナンスの強化を図ります。

〇 法令遵守(コンプライアンス)意識の徹底

3百万円【新規】

法令遵守の意識を職員に徹底するため、社会保険大学校における研修を強化するとともに、各社会保険事務局及び各社会事務所で行う研修において、外部専門家を講師に招き、全職員を対象に、法令遵守研修の充実を図る。

〇 業務処理の標準化・統一化の徹底

36百万円【新規】

社会保険事務所の業務処理の標準化・統一化を図るため、全国統一の業務処理マニュアルを職員が随時、検索や閲覧ができるようシステム化を図る。

〇 能力重視の広域人事及び新人事評価の実施

能力重視の広域的な人事を行うとともに、職員の能力・実績の評価を任用・ 給与に反映させる新人事評価を実施するなど、職員一人ひとりの意識改革を徹 底する。

〇 監察部門の機能強化

75百万円→111百万円

外部の専門人材を登用した特別監査官による、会計・業務・個人情報管理全般についての監査を実施するとともに、社会保険事務局単位で実施していた地方監察をブロック単位に集約し、地方社会保険監察官がこれまで所属していた社会保険事務局以外の監察を行う仕組みとするなど、不適正な業務処理の早期発見と是正を重視した監察を実施する。

〇 政管健保の公法人化

14億円→30億円

平成20年10月の政府管掌健康保険を公法人に移行するため、業務システム構築や財政運営の検討等、必要な準備を進める。

Ⅱ 業務改革の推進

1. 国民サービスの向上

年金加入状況の積極的な情報提供を実施します。

〇 年金加入記録通知の送付

65百万円→271百万円

被保険者が、将来の年金受給権について意識し、年金制度の重要性を再認識していただけるよう、35歳における年金加入の状況を送付する。

手続き等の利便性の向上を図ります。

○ 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況届の省略

18億円→14億円

年金受給者の利便性の向上を図るため、住民基本台帳ネットワークシステム を活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略する。

〇 裁定請求書の事前送付

4億円→5億円

年金請求者の利便性の向上を図るため、年金支給年齢に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等を記載した「裁定請求書」を送付する。

〇 年金電話相談業務の見直し

39億円→40億円

中央年金相談室及び全国23箇所の年金電話相談センターについて平成19年度から順次集約化を進め、コールセンターを整備することにより効率化と機能の充実を図る。

政府管掌健康保険における被保険者サービスを充実します。

〇 疾病予防健診対象者の増

419億円→435億円

被保険者のニーズに対応した健康診断を推進する観点から、健診の受診者の拡大を図る。

対象者: 4, 031千人→4, 437千人

〇 肝炎ウィルス検査の充実

4億円→5億円

政府管掌健康保険における肝炎ウィルス検査について検査対象者を見直し、35歳以降5歳間隔の節目年齢の者を対象とした検診から、35歳の初回年齢の者を重点的に実施するようにするとともに、これまで受診できなかった者は

全年齢で受診可能とする。また、受診を促すため、広報を更に充実する。

· 対象者: 223千人 → 322千人

2. 保険料収納対策の強化

国民年金保険料の収納業務について、民間委託を拡大するなど、より効率的で 効果的な収納業務を展開するとともに、保険料の収納対策を強化します。

〇 行動計画に基づく納付督励の着実な実施

130億円→110億円

- ・未納者に対する国民年金推進員による戸別訪問の実施
- ・未納者に対する催告状の送付及び電話納付督励の実施
- 集合徴収の実施
- ・長期未納者に対する職員による戸別訪問の実施

〇 所得情報を活用した強制徴収の拡大

2億円→4億円

重なる納付督励にも応じない国民年金保険料の未納者に対して、最終催告状 を送付して納付督励を行い、それでもなお保険料を納付しない者に対しては、 差押を含めた強制徴収を実施する。

〇 免除等制度の周知等の実施

1億円→5億円

保険料負担が乏しい方や学生に対して、免除等制度の周知・申請手続の勧奨 を行うとともに、免除等申請の手続の簡素化を図り、申請に係る負担を軽減し、 無年金や低年金を防止する。

〇 保険料を納めやすい環境づくり

6億円→11億円

口座振替やクレジットカードによる納付の推進など保険料を納めやすい環境 づくりを進める。

3. 民間委託等を大幅に拡大します。

〇 公共サービス改革法に基づく国民年金保険料収納業務の民間委託の実施

12億円→26億円

国民年金保険料の収納事業について、公共サービス法に基づく民間委託を実 施し、その対象社会保険事務所について大幅に拡大する。

・国民年金保険料の収納事業: 35事務所 → 95事務所

〇 厚生年金等の未適用事業所に対する適用促進事業の民間委託の実施

3億円→8億円

厚生年金保険・健康保険の未適用事業所の適用促進業務について、全312 カ所の社会保険事務所で民間委託を実施する。

・未適用事業所の適用促進事業:104事務所 →312事務所

4. 社会保険オンラインシステムについて、抜本的な見直しを進めます。

〇 社会保険オンラインシステムの見直し

1. 415億円→1. 434億円

平成17年度に策定した「社会保険業務に係る業務・システム最適化計画」に基づき、平成18年度から22年度までの5年間でシステムのオープン化(専用機器から汎用機器への移行等)を図り、汎用性のある効率的なシステムの構築を着実に実施する。

・次期システム作成費 217億円

・システムをオープン化するための費用(いわゆる残債の解消) 292億円

・既存システムにおける法律改正によるシステム開発経費 105億円

Ⅲ 特別会計改革の推進等

厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し、年金特別会計(仮称)とします。

行政改革推進法に基づき、厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し、年金関係の会計を一つにすることで、年金に係る制度別の収支や財務状況が1会計の中で把握できることとなり、年金関係の財務状況について、一覧性・総覧性をもった形で把握することが可能となる。

業務勘定を一つに統合することで、事業運営予算が1勘定として明確にわかりやすくなるほか、会計手続の簡素化等によるバックオフィス(庶務・会計)の事務の効率化等、事務・事業の効率化・合理化に努める。

被用者年金の一元化、労働保険との徴収事務の一元化を推進します。

〇 被用者年金の一元化の推進

1. 5 億円【新規】

「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」(平成18年4月閣議 決定)に基づき、年金相談等の情報共有化を推進する。

〇 労働保険との徴収事務の一元化の推進

10百万円→7百万円

事業主の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、労働保険との徴収事務の一元化を推進する。

資料5-2

社会保険事業運営に必要な経費(平成19年度概算要求)

1. 事務費

· .	区分	内 容	19年度要求	財源
■職員	人件費並びに職員宿舎、公用車等の内部管理事務経費	職員給与、職員宿舎の改修、公用車の維持管理等に かかる経費	1,842億円	国庫
■保険	事業に直接関わる経費		666億円	保険料
滴	○国民年金の適用業務に必要な経費	年金制度への加入手続き、加入勧奨業務、年金手帳 の作成等にかかる経費	173億円	
適用	○厚生年金保険・政府管掌健康保険の適用業務に必要な経費	年金制度への加入手続き、未適用事業所に対する適 用促進等にかかる経費	99億円	
:	○国民年金の徴収業務に必要な経費	保険料納付書の作成・送付、保険料収納対策等にか かる経費	251億円	
収	○厚生年金保険・政府管掌健康保険の徴収業務に必要な経費	保険料納入告知書の作成・送付、保険料徴収対策等 にかかる経費	33億円	
給付	○国民年金・厚生年金保険の給付業務に必要な経費	年金給付の審査・支払等にかかる経費	71億円	
	○政府管掌健康保険の給付業務に必要な経費	傷病手当金等の審査・支払等にかかる経費	39億円	

2. その他の運営経費

区 分	内 容	19年度要求	財源
■年金相談事業費	年金相談、年金事業の広報・教育の推進等にかかる 経費	286億円	保険料
■社会保険オンラインシステム費	年金の裁定・支払等を行うためのシステムにかかる 経費	1,419億円	
■独立行政法人福祉医療機構運営費	年金担保貸付事業等を行うための独立行政法人福祉 医療機構への交付金	59億円	
■保健事業費	疾病予防健診、レセプト点検等にかかる経費	684億円	

- (注1) 計数は四捨五入によるため、端数が一致しない場合がある。(注2) 上記は年金特別会計(仮称)業務勘定における計数であり、児童手当財源措置分は除いている。